

	<p>号外</p> <p>昭和34年4月1日</p> <p>第3種郵便物認可</p>	定価1部2円	職員の負担増となる一方的な制度や手当の改定を許してはいけない！今こそ組合員全員の結集を！	
		発行所		No.2760
		盛岡市内丸10番1号		2026年
		岩手県庁内 岩手県職員労働組合		3月26日

職員駐車場も手当対象だが…加賀野駐車場は実費負担発生(怒)

# 職員駐車場の無料化をあらためて求める！

## コインパーキング・パークアンドライドも支給対象に

2026春闘要求書(168項目)にかかる畠山人事課総括課長との交渉を行った3月10日において、通勤手当のうち駐車場手当(4月1日導入)の具体的な支給内容が明らかとなった。(下記②参照)

しかし、交渉の前段で駐車場手当の導入を見越した駐車場料金の改定が管財課から通知された(下記①参照)ことから、同日の交渉において県職労として厳しく追及するとともに、「二重補助となる」とした引上げ理由についても根拠が矛盾している旨を指摘し、提案根拠も含めた再考が必要であることを伝えた上で、他部局にも影響する課題であることから、地方公務員共闘会議との協議とするよう求めていた。

このことについて人事課と地方公務員共闘会議との間で精査を行った結果、人事課からは、i) 近隣の利用状況を踏まえると引き上げが必須であること、ii) 福利厚生観点から提案を見送っていたが、今般、駐車場利用料が手当化されることを受け、実質的に負担額減となることから協力を依頼したいもの、iii) 二重補助は誤解を招く発言だったこと、が示された。

これに対し地方公務員共闘会議は、本来職員駐車場は使用者責任で準備するものであり無料とすべきことを訴えたが、一方で、既に人事異動内示を終え、新年度の利用開催手続きが進められており職場の混乱を回避する必要も鑑み、やむを得ず提案に同意するものの、職員の負担軽減のための駐車場料金無料化に向けた継続協議を行うよう申し入れると共に、維持管理の一層の充実に向けた継続協議を行うよう併せて申し入れた。

### ①改定後の駐車場料金等を踏まえた職員負担額

駐車場名	駐車場料金		駐車場手当 支給額	職員負担額
	改定前	改定後		
加賀野駐車場	3,500円	7,000円	5,000円	2,000円
各地区合庁駐車場	1,260円	2,520円	2,520円	0円

### ②職員駐車場及び合庁駐車場以外を利用する場合の取扱い

ア) 基本的に国家公務員に準拠し、以下の場合は支給対象とする。

- ・コインパーキングを日常的に利用する場合。
- ・パークアンドライドを利用する場合。

※上記の場合で駐車場を2か所以上使用する場合も支給対象となる。

イ) 自転車通勤をする場合の駐輪場料金は、支給対象外となる見込み。

地方公務員共闘会議からの指摘事項及び人事課からの回答事項

指摘事項	人事課回答事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福利厚生の一必要性は制度改正により変わるものではない。</li> <li>・駐車場利用料引き上げの理由を示せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場は、県有財産の土地を通勤目的で恒常的に利用するため、行政財産の適正な管理の観点から利用料を徴収しているもの。利用料は、行政財産使用料の算出方法に準じて適正な基礎単価を用いて算出し、一定の減免措置を講じてきた。</li> <li>利用料引き上げは、民間駐車場との均衡も考慮しながら検討を続けてきていたが、今般の駐車場料金に対する手当創設を受け、結果として自己負担額の軽減につながることも踏まえ提案を行ったもの。二重補助の説明は誤解を招く表現だった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡勤務となる職員が駐車料金負担増を強いられることは妥当ではない。そもそも盛岡地区と其他地区で料金の格差があること自体妥当ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場の利用料は、各駐車場の立地条件や土地評価額等に基づき、行政財産使用料の算定方法に準じ設定しているもの。</li> <li>盛岡地区と其他地区で料金差が生じているのは、土地の評価額や周辺環境の違いによるもの。</li> <li>なお、今回の制度改正で、職員実質負担額については軽減されるもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそもの職員駐車場の有料化の理由は「オンブズマンの指摘」によるところが大きく、その理由が合理的なものではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場の有料化について、過去に様々な意見があったことは承知している。一方で、現在の取扱いは行政財産の使用に当たり受益者負担の考え方を踏まえたものであり、職員が通勤のために県有財産を継続的に使用することについて、行政財産使用料として一定の負担を求めることが適当であるとの考え方に基づいたもの。</li> <li>なお、今回の駐車場料金見直しは、国の制度改正を契機として、制度全体の整合性を改めて整理した結果であるもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場料金のために手当を支給、天引きされる徴収方法では、社会保険料における標準報酬月額引上げとなり、結果として職員の負担増につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場の利用料は県有財産の使用に対する対価として徴収するものであり、手当と相殺することは制度上適当ではないと考えたため、手当の支給と利用料の徴収をそれぞれ独立した制度として取り扱ったもの。</li> <li>社会保険料への影響については制度上一定の影響が生じる可能性はあるが、全体としては通勤に係る実質的な負担軽減につながると考えているもの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の職員駐車場料金収入が、職員駐車場の維持修繕、環境整備に回っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員駐車場の利用料収入は、駐車場の維持管理に充当しており、また、職員駐車場の維持管理については、必要に応じ県の予算の中で適切に対応しているもの。</li> </ul>

# 今こそ組合加入を勧めよう！

今回のように県職労が人事課等と協議すべき継続課題が多々あります。数は力です。労働組合が蔑ろにされないためにも、職員負担が増となる事項の早期の協議を実現するためにも今こそ未加入者へ組合加入を勧めましょう。

組合加入届は県職労HP (<https://www.iwatekensyoku.or.jp/>) からダウンロード  
提出はお近くの組合事務所(書記局)又はFAX019-625-2421へ！